

令和 2 年 度

総 務 部
定期 監 査 報 告 書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

総務部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

令和2年11月30日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

総務部	総務課	令和3年1月15日	午前9時から
〃	防災危機管理課	令和3年1月15日	午前10時から
〃	管財課	令和3年1月15日	午前11時から
〃	税務課	令和3年1月15日	午後1時15分から
〃	収税課	令和3年1月15日	午後1時15分から
〃	情報システム課	令和3年1月15日	午後2時15分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、総務部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

1 「令和元年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【総務課】

【防災危機管理課】

【管財課】

【税務課】

【収税課】

【情報システム課】

なし

5 「公有財産購入に関する調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「委託調書」

8 「工事台帳」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

11 「滞納状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

14 「指定管理施設に係る修繕費の状況調書」

16 「郵便切手、はがき、収入印紙受払状況」

「交際費支出状況調書」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

令和2年11月30日現在における総務部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、総務課、税務課、収税課において所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。つり銭については、税務課、収税課において所有しているが、つり銭金額は間違いなく適正に管理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

総務部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

総務課 防災危機管理課 管財課 税務課 収税課 情報システム課	事務事業	随意契約を行う場合には、複数社から見積もりを徴し、内容等を比較し、市に有利な者と契約していただきたい。
--	------	---

防災危機管理課	事務事業	工期延長した工事について、工事完成前に工事管理業務を完了するのではなく、工事完成後に管理業務についても完了する事。
---------	------	---

管財課	事務 事業	庁舎等の貸し付けについて、不合理がないよう十分に精査する事。
-----	----------	--------------------------------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

○防災危機管理課

《指摘要望事項》

災害といっても、地震、水害、及び雪害では、それぞれで想定される被害や、必要な準備体制が異なるため、災害ごとの対応を想定したマニュアルの作成と、地域住民へのきちんとした周知を進めていただきたい。

また、笛吹市内には多くの観光客が常時訪れており、約8千人を収容可能な宿泊施設を抱えているため、観光客への対応も含めた災害対応を考えていただきたい。

昨年度策定されたハザードマップによると、水害を想定した場合、笛吹川右岸の地域には、避難所を開設すること自体が困難であることがわかっている。市内の大規模商業施設との災害協定の締結等、当該地域に住む多くの住民の避難場所を確保するための方策についても、検討していただきたい。

《対応措置の内容》

○災害別対応マニュアルと地域住民への周知

これまで市では、地震、風水害対応は、「笛吹市災害時職員活動マニュアル」において、雪害対応は「笛吹市豪雪対応マニュアル」に基づき行っておりました。しかし、「笛吹市災害時職員活動マニュアル」は、地震災害をベースとした内容となっていたため、昨年度の台風19号時の対応で支障をきたした部分がありました。このため、台風19号の災害対応を検証する中で、令和2年7月に「笛吹市災害時職員活動マニュアル（水害編）」を策定し、地震、風水害、雪害別の災害ごとの対応マニュアルを整えました。

また、同じく台風19号の検証から、災害時の避難方法や災害種別ごとの指定避難所一覧、非常持ち出し品のチェックリストなどを記載した「災害発生時の避難方法について」（A4版カラー刷全14ページの冊子）を作成し、広報8月号と一緒に全戸配布し、市民への周知を図りました。

○観光客への災害対応

観光客を含めた帰宅困難者の保護については、平成31年4月に石和温泉旅館協同組合と締結した「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書」に基づき、災害救助法が適用になる災害においては、組合を通して、宿泊施設への受け入れを依頼する体制づくりを整えてあります。

○避難場所の確保

市内の大規模商業施設は主に笛吹川右岸の石和地内の浸水想定域にあるため、長期に滞在する避難所としては不向きではありますが、避難指示情報発令後の逃げ遅

れ防止のための緊急的垂直避難先としては有効であることから、先進自治体の事例を参考に災害協定について、研究していきます。

なお、笛吹川左岸の一宮町地内の大規模商業施設内の1店舗とは、店舗内及び駐車場を災害時の避難先として利用できる協定を年度内に締結する準備を進めているところです。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。